第十一条

被請求締約者は、自己の管轄内に所在する人、物件若しくは場所を特定し、又はこれらの所在地を特定するよう最善の努力を払う。

第十二条

1　被請求締約者は、自己の当局が保有する物件であって公衆が入手可能なものを請求締約者に提供する。

2　被請求締約者は、自己の当局が保有する物件であって公衆が入手できないものについては、捜査又は訴追について権限を有する自己の当局が入手できる範囲及び条件と同等の範囲及び条件で、請求締約者に提供するよう努める。

第十三条

被請求締約者は、自己の管轄内に所在する者であって請求締約者の関係当局への出頭が求められているものに対し、当該者が招請されていることについて伝達する。請求締約者の中央当局は、自らが当該出頭のために支払う手当及び経費の限度につき被請求締約者の中央当局に通報する。被請求締約者の中央当局は、当該者の回答につき請求締約者の中央当局に速やかに通報する。

第十四条

1　証言又は捜査、訴追その他の手続における協力のため、被請求締約者において拘禁されている者の身柄が請求締約者の管轄内にあることが必要とされる場合には、被請求締約者は、それらの目的のため、当該者の身柄を請求締約者の管轄内に移す。ただし、被請求締約者の法令において認められる場合であって、当該者が同意し、かつ、両締約者の中央当局が合意したときに限る。

2(1)　請求締約者は、被請求締約者が1の規定に従って身柄を移された者を拘禁しないことについての承認を与える場合を除くほか、当該者を拘禁する。

(2)　請求締約者は、両締約者の中央当局による事前の又は別段の合意に従い、当該者を被請求締約者の管轄内に直ちに送還する。

(3)　請求締約者によって当該者が拘禁された期間は、被請求締約者の管轄内における当該者の刑期に算入する。

第十五条

1　第十三条の規定に従い請求締約者の関係当局に出頭することに同意した者又は前条の規定に従い請求締約者の管轄内に身柄を移されることに同意した者は、被請求締約者の管轄を離れる前のいかなる行為又は有罪判決を理由としても、請求締約者の管轄内において訴追されず又は拘禁されず、また、身体の自由についての制限の対象とはならない。当該者は、共助の請求に示された特定の手続以外のいかなる手続においても証拠を提出することを強制されず、また、共助の請求に示された特定の捜査以外のいかなる捜査についても協力することを強制されない。

2(1)　第十三条の規定に従い請求締約者の関係当局に出頭することに同意した者につき1の規定に従って与えられる保護措置は、次のいずれかの時に終了する。

(a)　当該者が、請求締約者の管轄から離れる機会を有していたにもかかわらず、自らの出頭が必要でなくなった旨を関係当局によって通知された日の後連続する十五日の期間滞在した時

(b)　当該者が請求締約者の管轄から離れた後、任意に請求締約者の管轄内に戻った場合にあってはその時

(c)　当該者が、やむを得ない事情による場合を除くほか、出頭期日に関係当局に出頭しなかった場合にあってはその時

(2)　請求締約者の中央当局は、(1)(a)に規定する通知が行われた場合又は当該保護措置が(1)(b)若しくは(c)に規定する時に終了した場合には、被請求締約者の中央当局にその旨を遅滞なく通報する。

3　前条の規定に従い請求締約者の管轄内に身柄を移された者につき1の規定に従って与えられる保護措置は、当該者が被請求締約者の管轄内に送還されたときに終了する。

4　第十三条の規定の下で請求締約者の関係当局に出頭することに同意しない者又は前条の規定の下で請求締約者の管轄内に身柄を移されることに同意しない者は、共助の請求における記述のいかんを問わず、その同意しないことを理由として、請求締約者の管轄内においていかなる制裁も課されず、また、いかなる強制措置の対象ともならない。

第十六条

1　被請求締約者は、送達のために請求締約者から送付された裁判上の文書の送達を実施する。

2　請求締約者の関係当局への出頭を求める裁判上の文書の送達に係る共助の請求は、出頭期日の少なくとも四十五日前までに被請求締約者によって受領されるものとする。被請求締約者は、緊急の場合には、この要件を免除することができる。

3　被請求締約者の中央当局は、第五条6の規定に従って裁判上の文書の送達の実施の結果を通報するに当たり、請求締約者の中央当局に対し、送達が実施されたこと並びに送達が実施された日付、場所及び方法を書面により通報する。

4　この条の規定に従って送達された裁判上の文書であって請求締約者の関係当局への出頭を求めるものに従わない者は、当該文書における記述のいかんを問わず、その従わないことを理由として、請求締約者の管轄内においていかなる制裁も課されず、また、いかなる強制措置の対象ともならない。

第十七条

1　被請求締約者は、自己の法令が認める範囲内で、犯罪の収益又は道具の没収及びこれに関連する手続について共助を実施する。当該共助には、当該収益又は道具を特定し、追跡し及び保全する措置を含めることができる。

2　犯罪の収益又は道具を保管している被請求締約者は、自己の法令が認める範囲内で、自らが適当と認める条件を付して当該収益又は道具の全部又は一部を、請求締約者に移転することができる。その移転は、当該収益又は道具の保管が、この協定の効力発生の日の前に行われたか以後に行われたかを問わず、実施することができる。

第十八条

この協定のいずれの規定も、いずれか一方の締約者が他の適用可能な国際協定又は適用可能な自己の法令に従って他方の締約者に対し、共助を要請し、又は実施することを妨げるものではない。

第十九条

1　両締約者の中央当局は、この協定に基づく迅速かつ効果的な共助の実施を促進する目的で協議するものとし、当該目的に必要な措置について決定することができる。

2　両締約者は、必要に応じ、この協定の解釈又は実施に関して生ずるいかなる問題についても協議するものとし、合意に達するようあらゆる努力を払う。

3　この協定の解釈又は実施から生ずる紛争は、外交上の経路を通じて解決する。

第二十条

1　この協定は、両締約者が、この協定の効力発生に必要な自己の法的手続を完了した旨を相互に通知する公文を交換した日の後三十日目の日に効力を生ずる。

2　この協定は、この協定の効力発生の日以後に行われた共助の請求（請求された共助がこの協定の効力発生の日前に行われた行為に係るものである場合を含む。）について適用する。

3　いずれの一方の締約者も、六箇月前に他方の締約者に対して書面による通告を与えることにより、いつでもこの協定を終了させることができる。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千八年五月二十三日に香港で、ひとしく正文である日本語、中国語及び英語により本書二通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国のために
佐藤重和

中華人民共和国香港特別行政区のために
李少光

内閣総理大臣　麻生　太郎
法務大臣　森　英介
外務大臣　中曽根弘文